1. 対象事業者(中小企業者・小規模事業者)について

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者とは、下記の表にある資本金または従業員数の両方または一方を満たす事業者

			中小企業者		小規模 企業者
業種・組織形態			資本金	従業員	従業員
			(資本の額又は出資 の総額)	常勤	常勤
補助対象者	右記以下の場合(個人事業を含む)資本金・従業員規模の一方が、	製造業、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
		卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
		サービス業(ソフトウエア業、情報 処理サービス業、旅館業を除く)	5, 000 万円以下	100 人以下	5人以下
		小売業	5,000万円以下	50 人以下	5人以下
		ゴム製品製造業(自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下	20 人以下
		ソフトウエア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下	5人以下
		旅館業	5, 000 万円以下	200 人以下	20 人以下
		その他の業種(上記以外)	3億円以下	300 人以下	20 人以下
		商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所		100 人以下	
	組合組織	中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、 商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会			